

	昭和59年3月16日農林水産省告示第697号	施行	昭和59年4月1日
改正	昭和61年2月22日農林水産省告示第288号	施行	昭和61年3月25日
改正	平成8年12月19日農林水産省告示第1959号	施行	平成9年1月19日
改正	平成13年5月10日農林水産省告示第638号	施行	平成13年5月10日
改正	平成16年4月23日農林水産省告示第973号	施行	平成16年5月25日
改正	平成30年5月25日農林水産省告示第1166号	施行	平成30年5月25日
改正	令和2年10月30日農林水産省告示第2126号	施行	令和2年12月1日
改正	令和3年6月14日農林水産省告示第1006号	施行	令和3年12月1日
改正	令和8年2月26日農林水産省告示第245号	施行	令和8年2月26日

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績に要する肥料から除くものを指定する件

区 分	農林水産大臣の指定するもの
一 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二条の二第一号の熔成けい酸りん肥	汚泥を原料に使用していないもの
二 規則第二条の二第三号のけい酸加里肥料	汚泥を含むものの燃焼灰を原料に使用していないもの
三 規則第二条の二第四号の乾燥菌体肥料	専ら昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件。以下「公定規格」という。）の原料規格第一中三の項ホ又はへに掲げる原料を使用したもの
四 規則第二条の二第六号の副産肥料	公定規格の原料規格に掲げる原料のうち植害試験の調査を受けるものとされているものを使用していないもの
五 規則第二条の二第七号の熔成複合肥料	汚泥を原料に使用していないもの

附 則（令和3年6月14日農林水産省告示第1006号）

この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年十二月一日）から施行する。

附 則（令和8年2月26日農林水産省告示第245号）

この告示は、公布の日から施行する。